

# 平成21年度個人情報保護制度の運用状況

## 1 個人情報保護制度の概要

個人情報保護制度とは、個人の人格的権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示請求等の権利を保障することにより、市民の基本的な人権を擁護することを目的としています。

平成21年度の開示等請求数は20件で、前年度の37件の約5割に減りました。これは前年度多かった「親権者からの子どもの就学相談所見表の開示請求」について、親権者に情報提供するよう取扱いを変えたことによります（開示請求は不要としました）。今年度の請求の5割が「自分の住民票を他人が交付請求していないか、紛失した印鑑登録証を本人になりすました誰かが使用していないか等を調べたい」というものでした。

### (1) 個人情報(条例第2条第1号)

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、個人が識別され又は識別され得るものであり、実施機関が保有する公文書に記録されたものをいいます。

「個人に関する情報」とは、住所、氏名、性別、生年月日はもとより職業、電話番号、国民年金手帳や国民健康保険証の番号、個人の思想・信条、身体的特性、健康状態、成績、財産、収入状況、家族状況など個人の属性に関する全ての情報が該当します。

### (2) 個人情報を取り扱う市の実施機関(条例第2条第3号)

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会の全ての実施機関が、統一的な基準で取り扱うこととしています。

### (3) 個人情報の収集制限と届出制度(条例第5条～第6条)

#### 直接収集の原則

個人情報の収集をするときは、本人から直接収集することが原則となっています。

#### 必要最小限の収集

個人情報を収集する場合は、業務の目的を明確にし、法令等に基づく届出、申告等必要最小限の範囲で、適法かつ公正に収集することになっています。

#### 要注意情報の収集禁止

宗教等に関する個人情報、表現の自由に関する個人情報、社会的身分に関する個人情報、犯罪及び懲罰に関する個人情報、その他個人的な秘密を侵すおそれのあるものに関しては原則として収集できません。

#### 業務の届出

実施機関が新たに個人情報に係る業務を開始しようとするときは、業務の名称、開始年月日、利用目的、対象となる個人の範囲、記録項目、保存方法、保存期間を市長に届け出て承認を得なければなりません。市長は届出を承認したときは、個人情報保護運営審議会に報告し、告示のうえ、総務課(情報コーナー)で保管・公表するものとしています。

#### (4) 個人情報の利用等の制限(条例第7条・第9条・第10条・第22条)

##### 目的外利用及び外部提供の制限

個人情報は、原則として本来の収集目的以外で利用することはできません。目的外の利用ができるのは、本人の同意を得たとき、法令に特別の定めがあるとき、法令等に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用することに相当の理由があるとき等に限られます。

市の実施機関以外への情報提供も、本人の同意を得たとき、法令に特別の定めがあるとき、本人の生命等に対する危機回避の必要があるとき、国・独立行政法人等への提供で、法令に定める事務の遂行に必要な限度で利用されるとき等を除き行うことができません。

##### 電子計算機による事務処理の禁止

個人の思想、信条、差別の原因となる情報、犯罪及び懲罰に関する情報といった個人の人格的権利利益を損なうおそれのある個人情報は、電子計算機処理ができません。

##### 通信回線による電子計算機の結合による外部提供の制限

通信回線に電子計算機を結合して個人情報を外部提供するときは、法令に特別な定めがあるとき、本人の同意を得たときを除き、あらかじめ運営審議会の意見を聴かなければなりません。

##### 外部委託の制限

個人情報を取扱う事務を外部に委託しようとするときは、あらかじめ委託内容や条件について運営審議会の意見を聴くことが必要で、契約の際には個人情報について必要な措置(秘密保持の義務、第三者への情報提供禁止等)を講じなければなりません。

受託者も、受託した業務の個人情報を複製や加工等をしてはならないほかに、受託した業務に関して知り得た個人情報を他人に漏らしたり、不当な目的に使用してはならないことを規定しています。

#### (5) 自己情報に関するコントロール権(条例第11条・第12条・第13条・第14条)

市民は、市が保有している自己に関する情報に関して次の請求権が認められています。請求は総務課情報公開係で受け付けます。

##### 開示の請求

自己に関する情報の開示請求をすることができます。

##### 訂正の請求

自己に関する情報に誤りがあるときは、訂正請求をすることができます。

##### 消去の請求

自己に関する情報が収集の制限を越えて収集されたときは、消去請求をすることができます。

##### 目的外利用及び外部提供の中止の請求

自己に関する情報が制限を越えて目的外利用及び外部提供されたときは、目的外利用及び外部提供の中止請求をすることができます。

(6) 救済措置(条例第19条)

自己情報の開示、訂正、消去及び目的外利用・外部提供の中止の各請求に対する市の決定について不服のある場合は、実施機関に対して行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことができます。

不服申立てがあった場合、実施機関は、第三者機関である情報公開・個人情報保護不服審査会に諮問し、その答申を尊重して不服申立てに対する決定を行います。

## 2 個人情報保護に関する条例運用状況

(1) 個人情報に係る業務の新規届出(条例第5条第1項) 6件

No.	事業の名称	業務開始年月日	所管課名
1	防犯情報メール提供業務	平成21年2月2日	防災安全課
2	家具転倒防止器具等の給付及び取付業務	平成21年4月1日	防災安全課
3	臨時生活給付金支給業務	平成21年10月15日	国際・男女共同参画課
4	東村山市障害者就労支援事業	平成21年11月18日	障害支援課
5	新型インフルエンザ予防接種費用負担措置に伴う事業業務	平成21年11月11日	健康課
6	東村山市子育て預かりサポート業務	平成22年1月13日	子ども総務課

## (2) 個人情報に係る業務の変更・廃止届出(条例第5条第2項)

3件

No.	事業の名称	利用目的・対象者等の変更	追加された記録項目	廃止された記録項目	廃止・変更の理由	廃止・変更年月日	所管課名
1	戸籍事務	保存方法(記録形態)に電子データを追加			戸籍電算システム導入のため	変更 H21.1.17	市民課
2	有料自転車駐輪場管理業務	・対象者に駐輪場エスカレータ使用者を追加 ・保存方法(記録形態)に電子データを追加	防犯カメラ画像		駐輪場内及びエスカレータに防犯カメラを設置したため	変更 H21.6.1	道路・交通課
3	健康診査事業	・個人情報を取り扱う目的に、女性特有のがん検診「無料クーポン券」送付を追加 ・記録対象者に、女性特有のがん検診「無料クーポン券」送付対象者を追加	性別、振込先口座情報		女性特有のがん検診の「無料クーポン券」送付事業が始まったため	変更 H21.10.1	健康課

(3) 個人情報に係る本人以外収集の諮問(条例第6条第1項第5号、第2項第5号)	0件							
(4) 個人情報に係る目的外利用の諮問(条例第7条第1項第4号)	0件							
(5) 個人情報に係る外部提供の諮問(条例第7条第2項第6号)	0件							
(6) 通信回線を使った電子計算機結合による個人情報の外部提供の諮問(条例第10条第3号)	0件							
(7) 請求受付件数	26件							
<table> <tr> <td rowspan="4"> { <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の開示等の請求</li> <li>同 訂正の請求</li> <li>同 消去の請求</li> <li>同 目的外利用・外部提供中止の請求</li> </ul> </td> <td>26件</td> <td rowspan="4">}</td> </tr> <tr> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>0件</td> </tr> </table>	{ <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の開示等の請求</li> <li>同 訂正の請求</li> <li>同 消去の請求</li> <li>同 目的外利用・外部提供中止の請求</li> </ul>	26件	}	0件	0件	0件		
{ <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の開示等の請求</li> <li>同 訂正の請求</li> <li>同 消去の請求</li> <li>同 目的外利用・外部提供中止の請求</li> </ul>		26件		}				
		0件						
		0件						
	0件							
(8) 請求に対する決定(条例第16条)	26件							
<table> <tr> <td rowspan="5"> { <ul style="list-style-type: none"> <li>開示件数</li> <li>部分開示件数</li> <li>非開示件数(個人情報不存在を含む)</li> <li>存否応答拒否件数</li> <li>取下げ件数</li> </ul> </td> <td>12件</td> <td rowspan="5">}</td> </tr> <tr> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>1件</td> </tr> </table>	{ <ul style="list-style-type: none"> <li>開示件数</li> <li>部分開示件数</li> <li>非開示件数(個人情報不存在を含む)</li> <li>存否応答拒否件数</li> <li>取下げ件数</li> </ul>	12件	}	1件	12件	0件	1件	
{ <ul style="list-style-type: none"> <li>開示件数</li> <li>部分開示件数</li> <li>非開示件数(個人情報不存在を含む)</li> <li>存否応答拒否件数</li> <li>取下げ件数</li> </ul>		12件		}				
		1件						
		12件						
		0件						
	1件							
(9) 不服申立て件数(条例第19条第1項)	0件							
(10) 不服申立てによる決定件数(条例第19条第2項第1号)	0件							

## (11) 外部委託処理に係る諮問(条例第22条第1項)

11件

No.	諮問件名	委託先	委託内容	諮問年月日	答申	所管課名
1	公共施設予約システム導入及び運用管理委託	未定(プロポーザル方式により選定)	平成14年に導入した公共施設予約システムを新システムに入替するため、導入及び管理運営を委託する。サーバ等の機器設置場所が、市役所内いきいきプラザサーバ室から業者が管理するデータセンターへ変更となる。	H 21.5.11	継続審議	情報システム課
2	高齢者緊急通報システム事業に関する業務の外部委託	(株)総合警備保障	日常生活を営むうえで常時注意を要する一人暮らし等の高齢者に対し、緊急時の通報システム事業を昭和63年から消防庁と協定を結び実施してきた。平成21年度から民間警備会社への委託に変更する。	H 21.5.11	可	高齢介護課
3	公共施設予約システム導入及び運用管理委託(再)	未定(プロポーザル方式により選定)	平成14年に導入した公共施設予約システムを新システムに入替するため、導入及び管理運営を委託する。サーバ等の機器設置場所が、市役所内いきいきプラザサーバ室から業者が管理するデータセンターへ変更となる。	H 21.6.29	可	情報システム課
4	障害者就労支援事業業務委託	未定(プロポーザル方式により選定)	障害者の一般就労を促進するため、市民センター内に「障害者就労支援室」を開設する。開設準備業務を含めた就労支援室運営業務を社会福祉法人又はNPO法人に委託する。	H 21.8.6	可	障害支援課
5	東村山市子育て総合支援センター入退室管理システムに係る再委託	(有)スターソリューションズ	学校法人白梅学園が運営業務を受託している「東村山市子育て総合支援センターこころの森」において、入退室管理システムを導入し、その運用保守業務をシステム開発業者に再委託する。	H 21.8.6	可	子ども総務課

6	国民投票に関する投票人名簿システム及び選挙事務支援システムの改修等作業委託	(株)日立製作所 (株)TDCソフトウェアエンジニアリング	国民投票法施行に伴い、国民投票実施のために必要なシステム改修作業(下記1.2)を委託する。 1.既存の住民情報システムに「国民投票法に基づく投票人名簿調製機能」を追加する。 2.既存の選挙事務支援システムを国民投票対応に改修する。	H 21.9.28	可	選挙管理委員会事務局
7	土地台帳登記事項照合業務委託	未定(競争入札により選定)	市が所有する土地台帳の精度を高めるため、土地台帳登記事項と法務局の登記事項を照合し、合致しないものや法務局には登記されているのに土地台帳未記載のものなどを抽出する作業を委託する。	H 21.9.28	可	課税課
8	女性特有のがん検診推進事業業務委託	(株)両備システムズ	乳がんと子宮頸がんの検診受診率を上げる目的で特定年齢の女性に無料クーポン券を配付するため、健康管理システムから対象者データを抽出、クーポン券への印字等の業務をシステム保守業者に委託する。	H 21.9.28	可	健康課
9	都市再生地籍調査委託	未定(競争入札により選定)	地籍の明確化を目的として、土地の所有者、地番、地目の調査並びに境界及び地籍の測量を行いその結果を地図及び簿冊に作成する地籍調査を委託する。	H 21.9.28	可	道路・交通課
10	東村山市子育て預かりサポート事業業務委託	未定(プロポーザル方式により選定)	保護者のリフレッシュ等の目的で、事前に申込みのあった1~3歳児を1日3時間を限度に一時預かりする業務を委託する。	H 21.12.7	可	子ども総務課
11	後期高齢者医療保険料納入通知書印刷及びデータ出力等委託	未定(競争入札により選定)	後期高齢者医療保険料納入通知書及び賦課決定通知等の印刷を委託する。	H 22.2.24	可	保険年金課

### 3 個人情報の開示・訂正・消去・中止請求件数(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

請求件数と決定内容の内訳													
月	請求者数 (月間同一人判定)	請求数 (注1)	請求件数 (注2)	開示	部分開示	非開示 (注3)	個人情報の 不存在	存否応答 拒否	訂正・消去・ 中止の承諾	訂正・消去・ 中止の拒否	検討中	取下げ	その他
4月	0	0	0										
5月	0	0	0										
6月	0	0	0										
7月	0	0	0										
8月	0	0	0										
9月	3	3	3	1			1					1	
10月	1	1	1				1						
11月	3	3	5	5									
12月	5	6	8				8						
1月	5	5	7	5	1		1						
2月	2	2	2	1			1						
3月	0	0	0										
合計	19	20 (0)	26	12	1	0	12	0	0	0	0	1	0
比率(%)	-	-	100%	46.2%	3.8%	0.0%	46.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%

(注1) ( )内は、訂正・消去・中止請求件数の内書き。

(注2) 請求書1枚で複数の課に対して個人情報開示等の請求ができるため、請求数と異なる場合があります。

(注3) 請求のあった個人情報は存在するが、条例第11条の2各号に該当し非開示としたもの。



#### 4 個人情報の開示・訂正等請求の所管別内訳(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

実施機関	所管名	件数	比率(%)	
議会	議会事務局			
市長	会計課			
	秘書課			
	経営政策部	広報広聴課		
		企画政策課		
		行政経営課		
		政策法務課	1	3.8%
		財政課		
	総務部	職員課		
		人事課		
		総務課		
		管財課		
		契約課		
	市民部	情報システム課		
		市民課	14	53.8%
		市民生活課		
		国際・男女共同参画課		
		課税課	2	7.8%
		納税課	2	7.8%
		防災安全課		
		産業振興課		
		健康福祉部	障害支援課	
	高齢介護課			
	健康課		1	3.8%
	生活福祉課		2	7.8%
	地域福祉推進課			
	保険年金課		1	3.8%
	子ども家庭部	子ども総務課	1	3.8%
		子育て支援課	1	3.8%
		子ども育成課		
		児童課		
子育てエリア担当				

実施機関	所管名	件数	比率(%)	
市長	資源循環部	施設課		
		ごみ減量推進課		
	都市環境部	道路・交通課		
		道路補修課		
		下水道課		
		都市計画課		
		用地・事業課	1	3.8%
		みどりと環境課		
		まちづくり推進課		
		市街地整備担当		
教育委員会	教育部	庶務課		
		学務課		
		指導室		
		(学校)	小学校	
			中学校	
		社会教育課		
		市民スポーツ課		
		図書館		
		公民館		
		ふるさと歴史館		
		選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	
農業委員会	農業委員会事務局			
監査委員	監査委員事務局			
固定資産評価審査委員会				
合 計		26	100.0%	

## 5 個人情報の開示・訂正等請求の状況

No	所管課	請求月日	請求内容	請求のあった個人情報の名称・内容	決定月日	決定内容	実施方法	非開示理由	備考
1	市民課	H21.9.9	H20.8.26取得の印鑑証明書の交付申請書	印鑑登録証明書交付申請書	H21.9.14	開示	写しの交付		
2	市民課	H21.9.18	住民票の写し等の交付申請書(H20.10.10～H21.9.18)						9/30 請求者より開示不要になったと連絡あり取下げ
3	市民課	H21.9.28	請求者本人の印鑑登録証明書発行に関する記録(H21.9.16～9.28の期間中)	印鑑登録証明書交付申請書	H21.10.1	非開示(個人情報の不存在)		請求事項に該当する印鑑登録証明書交付申請書が存在しないため	
4	市民課	H21.10.29	請求者本人の印鑑登録証明書発行に関する記録(H21.1.1～印鑑登録廃止日の期間中)	印鑑登録証明書交付申請書	H21.11.18	非開示(個人情報の不存在)		請求事項に該当する印鑑登録証明書交付申請書が存在しないため	
5	生活福祉	H21.11.16	〇〇氏の保護決定調書中の「査察指導員との処遇方針」以降の文書	保護決定調書中の「査察指導員との処遇方針」以降の文書	H21.11.30	開示	写しの交付		事故で亡くなった兄の個人情報を、相続人である弟が開示請求したもの。事故の加害者に対する損害賠償請求権を弟が相続しているため、兄の個人情報だが弟自身の個人情報でもありと考え、請求を認めている。

6	生活福祉	H21.11.18	東村山市での相談記録すべて	・相談カード (H18.7.10) ・相談カード (H20.9.26) ・相談カード (H20.10.1)	H21.11.30	開示	写しの交付		
	子ども総務課			・H21.3.31受付児童扶養手当認定請求書 ・生計維持に関する調書(現況届書) ・養育費等に関する申告書(現況届書) ・東村山市手当関係口座振替依頼書 ・H21.3.31受付児童育成手当認定申請書 ・H21.3.31受付ひとり親家庭医療費助成制度医療証交付申請書	H21.11.30	開示	写しの交付		
	子ども支援課			相談記録 ・H18.9.19 ・H18.9.26 ・H18.9.29 ・H18.11.1 ・H18.12.5	H21.11.30	開示	写しの交付		
7	健康課	H21.11.20	H.21.11.19の健康相談記録(自分に関すること)	医療相談記録票	H21.12.3	開示	写しの交付		
8	市民課	H21.12.9	H21.12.3～H21.12.9までの本人の住民票の写しの交付記録	住民票の写しの交付申請書	H21.12.15	非開示(個人情報不存 在)		請求事項に該当する住民票の写しの交付申請書が存在しないため	

9	市民課	H21.12.21	本人の身分証明書の交付記録(市民課) 本人の所有する土地・家屋に関する証明書全ての記録(課税課)	請求者本人の身分証明書の交付記録	H21.12.24	非開示 (個人情報の不 存在)		請求事項に該当する身分証明書の写しの交付申請書が存在しないため	
	課税課		本人の納税証明書の交付記録(納税課)	本人の所有する土地・家屋に関する証明書全ての記録	H21.12.28	非開示 (個人情報の不 存在)		請求のあった文書については、交付申請が出されておらず、交付記録が存在しないため	
	納税課		平成21年5月1日～7月末日の期間に交付されたもの	請求者本人の納税証明書の交付申請記録	H22.1.4	非開示 (個人情報の不 存在)		請求のあった文書については、交付申請が出されておらず、交付記録が存在しないため	
10	市民課	H21.12.22	H21.12.11～H21.12.22までの本人の印鑑登録証明書の交付記録	印鑑登録証明書交付申請書	H22.1.4	非開示 (個人情報の不 存在)		請求事項に該当する印鑑登録証明書交付申請書が存在しないため	1/8まで期間延長
11	市民課	H21.12.22	H21.12.11～H21.12.22までの本人の印鑑登録証明書の交付記録	印鑑登録証明書交付申請書	H22.1.4	非開示 (個人情報の不 存在)		請求事項に該当する印鑑登録証明書交付申請書が存在しないため	1/8まで期間延長
12	市民課	H21.12.24	H21.12.22(火)～H21.12.24(木)までの印鑑登録証明書の交付申請の記録	印鑑登録証明書交付申請書	H22.1.4	非開示 (個人情報の不 存在)		請求事項に該当する印鑑登録証明書交付申請書が存在しないため	
13	市民課	H21.12.28	H21.12.23～H21.12.28までの本人の印鑑登録証明書の交付記録	印鑑登録証明書交付申請書	H22.1.6	非開示 (個人情報の不 存在)		請求事項に該当する印鑑登録証明書交付申請書が存在しないため	

14	用地・事業課	H22.1.15	氏他2名の補償金提示書の内訳(建物等補償金報告書)	氏他2名の補償金提示書の内訳	H22.1.28	部分開示	写しの交付	「補償額の単価と算定根拠が記載された部分及びこれらが推測される部分。書類の様式番号と欄外の注釈」は、東京都が作成した補償額単価と基準を記載しており、東京都から事業の適正な執行に支障を及ぼすため非開示とするよう指示を受けているため、条例第11条の2第5号国等協力関係情報に該当  「動産移転補償額算定書中の錦鯉の補償額見積業者の名前・住所・電話番号・FAX番号・担当者名」は、市が補償額算定を委託した業者の取引先業者の名称であり、公にすると当該法人の事業運営上の利益が損なわれるおそれがあるため条例11条の2第3号法人情報に該当	1/22 建物等補償金報告書の他にも「移転費用の鑑定書」があれば開示してほしいと話があったが、所管課に確認したところ他には無いとのこと。請求者に説明済。
15	市民課	H22.1.18	印鑑登録証明書の交付申請の記録(保管されている分すべて)	印鑑登録証明書交付申請書	H22.2.16	非開示(個人情報不存在的)		請求事項に該当する印鑑登録証明書交付申請書が存在しないため	3/18まで期間延長
16	市民課	H22.1.18	平成21年3月に市から出された本人の証明書の交付記録 ・納税証明書 ・課税証明書 ・転出証明書	転出証明書交付申請書	H22.1.26	開示	写しの交付		
	課税課			課税証明書交付申請書	H22.1.22	開示	写しの交付		
	納税課			納税証明書交付申請書	H22.1.22	開示	写しの交付		

17	政策法務課	H22.1.20	固定資産税・都市計画税評価替審査の口頭意見陳述会の議事録音文書	「平成21年度第3回東村山市固定資産評価審査委員会議事記録調書・実施調査書・口頭意見陳述及び評価内容説明調書(平成21年10月20日開催)」口頭意見陳述に関する部分	H22.2.1	開示	写しの交付		
18	市民課	H22.1.26	の印鑑登録証明書の交付記録(20年7月～カード廃止までの期間)	印鑑登録証明書交付申請書	H22.2.22	開示	写しの交付		3/26まで期間延長
19	市民課	H22.2.3	の印鑑登録証明書の交付記録 21年10月1日～平成22年2月2日	印鑑登録証明書交付申請書	H22.2.19	非開示 (個人情報 の不存在)		請求事項に該当する印鑑登録証明書交付申請書が存在しないため	3/15まで期間延長
20	保険年金課	H22.2.4	妻 のレセプト 東村山市が持っている平成19年4月分から死亡時まで	様の平成19年4月診療分から平成20年12月診療分までの診療報酬明細書	H22.3.12	開示	写しの交付		3/17まで期間延長

## 情報公開・個人情報保護不服審査会の状況

市民による情報公開又は個人情報開示等の請求を、実施機関が非公開、部分公開又は存否応答拒否決定したことに対して、請求者から「不服申立て」がなされたとき、実施機関は原則としてその決定をする前に不服審査会に諮問して答申を得なければなりません。不服審査会は第三者的に適法性を審査する機関です。

現在、弁護士2名・大学教授1名で構成されており、東村山市長から直接委嘱されています。

### 1 情報公開・個人情報保護不服審査会委員

No	区分	氏名	職業等
1	会長	きのしたけんじ 木下健治	弁護士
2	委員	つじよういち 辻洋一	弁護士
3	委員	こやまひろかず 小山廣和	大学教授

(定数3/任期2年：再任を妨げない。)

### 2 審査会の内容

回	開催日	内容
1	H21.7.17	・委嘱状の交付 ・会長選出、会長職務代理の指名 ・平成20年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況

### 3 不服審査会への諮問の状況

種別	異議申立て件数	諮問件数
情報公開請求	0	0
個人情報開示等請求	0	0

「不服申立て」には、上級行政庁に不服を申し立てる「審査請求」と、上級行政庁がない場合に処分を行った当該行政庁に不服を申し立てる「異議申立て」とがあります。情報公開・個人情報開示等請求に対する実施機関の処分について不服申立てする場合は、異議申立てとなります。

### 4 答申の状況

21年度中に出された答申は0件です。